

参議院議員通常選挙

投票日

7月20日(日)

【投票時間】

午前 7 時から

午後 8 時まで



投票できる方

平成 19 年 7 月 21 日以前に生まれた日本国民で、令和 7 年 4 月 2 日以前に垂井町に転入の届け出をし、3か月以上町内に住所を有する方です。

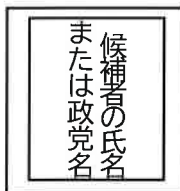
投票は①選挙区、②比例代表 の2種類

①選挙区



薄い黄色の投票用紙に
「候補者の氏名」
を記載して投票します。

②比例代表



白色の投票用紙に
「候補者の氏名」または「政党その
他の政治団体の名称か略称」
を記載して投票します。

投票所入場券

入場券(ハガキ)は、1人につき1枚です。

投票の際には本人がこの入場券をお持ちください。

また、裏面に期日前投票に必要な「宣誓書」を印字しております。期日前投票の際には事前に記載していただくと、スムーズに投票することができます。

なお、入場券が届かない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば、投票することができますので、投票所の係員にお申し出ください。

期日前投票

投票日当日、仕事や旅行等で投票所に行くことができない方は期日前投票をご利用ください。

○ 期 間 7月4日(金)～7月19日(土) (土・日を含む)
 午前8時30分～午後8時

○ 場 所 垂井町役場 1階 コミュニティルーム

○ 持ち物 投票所入場券(ハガキ)

※ 宣誓書(投票所入場券裏面)の事前の記入にご協力ください。

積極的に
ご活用ください！



不在者投票

(他の市区町村で投票)

仕事等で他の市区町村に滞在中の方は、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票ができます。詳しくは、垂井町選挙管理委員会へお問い合わせください。

(指定施設での投票)

都道府県の選挙管理委員会が指定している病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。詳しくは、入院・入所先へお問い合わせください。

(郵便等による投票)

次に該当する方は、「郵便等投票証明書」の交付を受けると、郵便等による不在者投票ができます。投票用紙の請求は、7月16日(水)午後5時までです。詳しくは、垂井町選挙管理委員会にお問い合わせください。

- 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、一定以上の障がいのある方
- 介護保険被保険者証に「要介護5」の記載がある方



在外選挙人名簿登録者の日本国内での投票

垂井町の在外選挙人名簿に登録されている方で、一時帰国等により国内で投票する場合は、決められた投票所での投票となります。詳しくは、垂井町選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票所

令和7年1月26日執行の岐阜県知事選挙と同じです。

投票所入場券(ハガキ)に投票所を記載していますので、ご確認ください。



投票区	施設名
垂井第1	生きがいセンター
垂井第2	ワイワイプラザ垂井
宮代	宮代地区まちづくりセンター
表佐	表佐地区まちづくりセンター
栗原	栗原地区まちづくりセンター
東第1	東地区まちづくりセンター

投票区	施設名
東第2	不破中学校 多目的教室 (北側校舎東端の教室・入口は南)
東第3	子育て支援センター (垂井東こども園内)
府中北	府中地区まちづくりセンター
府中南	コミュニティ・防災センター
岩手	岩手地区まちづくりセンター

問合せ

垂井町選挙管理委員会(垂井町 総務課 庶務係内)
〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11
☎0584-22-1151(内線206)



▲垂井町選挙管理委員会ホームページ
選挙公報のリンク(県選管ホームページ)も
掲載予定です。